

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年12月16日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41380-0322号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（掘削）
質問事項	
<ol style="list-style-type: none">本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？特記仕様書第29章三者協議の対象工事となっていませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解で良いですか？特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっていることから、図面番号7/7の工事用道路計画図は「（参考図）」の表記は無くとも任意仮設と理解しますが、図面に示された平面や横断形状に差異が確認された場合は、設計変更の対象となるという理解で良いですか？工事用道路③の施工において国道399号への出入口部に既存の歩車道境界ブロックの撤去及び既設側溝と歩道舗装の養生が必要になりますが、設計変更の対象となるという理解で良いですか？特記仕様書第10章2の「工事用地等の使用」に工事用道路③の「土地の使用は交渉中」と記載されていますが、土地の使用が可能となる時期（年月日）はいつですか？また、工事用道路③は施工延長が109mあり、工事に伴い大型ダンプトラックが国道399号に滞留することを避けるためには工事用道路内に待避所を設ける必要がありますが、設計変更の対象となるという理解で良いですか？さらに、待避所の施工に必要となる用地は工事用道路③の工事着手前までに確保されるという理解で良いですか？施工範囲内に竹林があり本工事（掘削工）着手前に伐採・処分が必要となりますが、これらの費用は設計変更の対象となるという理解で良いですか？現地踏査の結果、築堤盛土及び工事用道路③の施工範囲は現在耕作地として利用されていますが、特記仕様書第10章11の1）で工事区域内の用地確保は「済」となっていることから、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？図面番号6/7の「U型側溝施工位置詳細図」では今回施工箇所の流末(No377)の接続先が明記されていませんが、既設水路へ接続する等の流量計算を伴う詳細設計は全て完了しているという理解で良いですか？特記仕様書第10章13の「交通誘導員の配置」に「交通誘導員は出入口に1人配置する」と記載されていますが、国道399号から戸川原ストックヤード間の市道は大型ダンプト	

ラックと一般車のすれ違いができないため、戸川原ストックヤードへ残土運搬する際には見通しの悪い箇所において交通誘導員の配置が必須となります。交通誘導員の配置は設計変更の対象となるという理解で良いですか？

10. 設計書頁0-0001 総括情報表の単価適用日は07.10.33となっておりますが何日と考えれば良いですか？
11. 設計書頁0-0004 残土処理費 赤井石材（株）の単価を開示願います。

回 答 事 項

1. 御理解のとおりです。
2. 必要と認められるときは、三者協議を行います。
3. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
4. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
5. 工事用地等の使用は令和8年3月の見込みですが、使用できない場合は別の進入路を指示します。なお、工事用道路③が使用可能となった場合の待避所については、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。また、土地については、福島県工事請負契約約款第19条に基づき協議します。
6. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
7. 特記仕様書を修正しましたので閲覧図書「kinnuki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所は別紙正誤表（1）を御確認願います。また、工事着手可能時期は令和8年3月の見込みです。
8. 御理解のとおりです。
9. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
10. 単価適用日は07.10.01として積算しています。
11. 金抜設計書を修正しましたので閲覧図書「kinnuki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（2）を御確認願います。